

「区長への手紙」内容一覧（令和5年8月分）

企画部

月	日	内容	対応・考え方
8	7	広聴係で守衛のような人を呼ばれました。以前、非常に大きな怒声で抗議していた人は呼ばれていませんでした。守衛のような人を呼ぶ例規などを示してください。	窓口において大声を出さないよう何度もお願いしましたが、引き続き騒ぐ行為や職員の正常な公務の執行の妨げになる行為があり、庁舎の秩序維持が必要と判断したことから、中央区役所庁舎管理規則に基づき、警備員の対応を依頼しました。

総務部

月	日	内容	対応・考え方
8	14	期限がきれた料金受取人払の郵便物や、切手を貼ってくださいと明記しているにもかかわらず切手を貼らずに送ってきた郵便物の不足料金を、なぜ役所が払うのですか。受け取り拒否でいいのではないですか。税金から払う必要はないと思います。	料金不足の郵便物について、区が受領を拒否することで各種申込みの期限が過ぎ、差出人に不利益が生じることがあることから、一部について区が不足分を負担することがあります。また、区は適正な財源執行に努めており、ご理解ください。

区民部

月	日	内容	対応・考え方
8	1	区内の各地で開催されている盆踊りについて、踊りを知らないとなかなか楽しめません。盆踊り練習会などがありました。タイミングが悪く参加できませんでした。YouTubeなどのオンラインで、盆踊りの踊り方を公開してほしいです。	区では、初心者の方に向けて「これがお江戸の盆ダンス」を題材として振り付けを解説しながら練習会を実施していますが、オンラインでの発信は検討していません。なお、YouTubeでは、「盆踊りガイド付」などで検索すると、さまざまな団体が発信している踊りの振り付けをご覧いただけます。
8	15	総合スポーツセンターで、個人使用枠で卓球をしています。一緒に利用するのは会社員、主婦、介護をしている方ですが、皆さん時間を調整し利用していました。最近、利用時間帯の変更があり、利用ができない方も出てきました。これまでの時間帯に戻してください。	当センターは利用率が高く、予約が取りづらい状況です。少しでも多くの方が利用できるよう、9月1日から試行的に利用時間を変更し、利用区分を増やすこととしました。すぐ元に戻す予定はありませんが、利用状況などを鑑み、今後の運用を検討します。
8	16	区の盆踊り練習会で教わる「銀座カンカン娘」の振り付けが、他の盆踊りの振り付けと異なる理由を教えてください。できれば区内は同じ振り付けで統一してほしいです。区の振り付けは独自のものなので、廃止して主流の踊り方にしても問題ないと思います。	「銀座カンカン娘」の振り付けは、中央区民踊連盟の皆さまが振り付けされたものと伺っています。各地域での盆踊りの振り付けなどに違いがあることは把握していますが、各地域の特徴や考え方として尊重しており、理由は把握していません。
8	16	月島地区にある店の多くが、外の歩道に椅子を並べて客を待たせています。さらにビールのケースや段ボールなども出しており、通行しにくい状態です。区から商店街連合会などに共有した方がよいと思います。	当地区の現状について、商店街連合会に共有しました。また、今後加盟商店街に対するマナー啓発などに取り組んでもらうよう依頼しました。区では、商店街連合会と協力しながら、皆さまが安心して暮らせる環境づくりに努めます。
8	21	毎週体育館の卓球場を利用し、体調も良くなりました。しかし、9月から利用時間の変更があるとのことで、利用ができなくなります。今回の変更は保留し、利用者の意見を聞いてから変更してください。	当センターは利用率が高く、予約が取りづらい状況です。少しでも多くの方が利用できるよう検討のうえ9月1日から試行的に利用時間を変更し、利用区分を増やすこととしました。変更は保留できませんが、利用状況などを鑑み、今後の運用を検討します。

8	21	浜町スポーツセンター卓球場の利用時間が9月から変更になるとのことです。変更されると長年の仲間が、仕事や家庭の事情で利用できなくなります。利用時間の変更理由と統計的なデータを併せて、回答してください。	当センターの利用率は卓球場の98.2%など非常に高く、予約が取りづらい状況です。少しでも多くの方が利用できるよう、9月1日から試行的に利用区分と利用時間を変更することとしました。卓球場の利用可能コマ数は年間700コマほどの増となります。
8	21	小学校の温水プールを利用しましたが、トイレの便座の裏やシャワー室の扉の汚れ、トイレの臭いなど衛生面での不安を感じました。また、ドライヤーの風量、採暖室の温度、施設の案内についても気になりました。衛生面の改善を優先し、小まめな清掃をしてください。	開放の前後に更衣室、シャワー室、トイレなどの清掃を行っていますが、今後、さらに清潔を保つため従業員教育を徹底するよう指導しました。壁に固定のドライヤーの交換はすぐには難しいですが、採暖室や施設案内表示は、施設所管課と対応を協議します。
8	21	今年、シベリア抑留と東京大空襲を経験した親族を相次いで亡くしました。戦争経験者が減少している今こそ、平和都市宣言をしている区に平和資料館を作ってください。小中学生や区民が平和について考え行動する場になると思います。	区では、「平和について考え行動する場」は大変重要と認識していますが、区有地に限りがあることから、新たな施設整備は困難です。そのため、「平和展」や「小・中学校巡回平和展」の開催、「平和祈念バーチャルミュージアム」の公開などにより、平和について考える機会を提供しています。
8	31	スポーツセンターの運営会社の対応が悪いです。ロッカーやシャワーの故障を伝えても対応が遅く、掃除が行き届いていません。またプールサイドの監視員について、居眠りをしていたり、人数が以前より格段に少なくなり、事故に対応できるのか不安を感じます。	当センターは開館以来27年が経過し、老朽化が目立つことから、限られた予算内で順次修繕を行っています。指定管理者には研修などあらゆる機会を通じて清掃、監視員などスタッフの意識改革を図り、誠意を持った事業運営を行うよう指導しました。

福祉保健部

月	日	内容	対応・考え方
8	21	週末に2歳から未就学児の一時預かりを希望しても、予約が取れません。2歳未満と2歳以上では預かり人数や時間設定について差があり、2歳未満の枠は空いています。他の年齢で空きがある時は受け入れを可能とするか、2歳以上の預かり人数を増やしてください。	一時預かり保育の定員は、保護者の保育ニーズ、お子さまの成長段階や保育室の広さに応じて安全安心・快適に過ごせるよう設定しており、予約枠を超えた受け入れ、定員枠拡大は難しいです。ベビーシッター利用助成制度などもご利用ください。
8	21	区への転入にあたり、物件と保育園を探しています。保育園の転園について電話で問い合わせをした際の職員の態度が横柄で、受けた説明を区のホームページで確認したところ、手続きは現住の区役所であることが分かりました。早急に正しい説明と転園申し込みの受理をお願いします。	区への転入に伴う区内認可保育施設への入所申し込みに当たり、誤った案内により不安な思いやご迷惑をおかけして、大変申し訳ありませんでした。明確・適切な対応を心がけるよう、改めて職員全員へ指導を行いました。
8	23	他区では認可外保育施設等保護者負担軽減補助金の内容が改正され、37,000円から57,000円に引き上げられました。中央区は改正される動きはないのでしょうか。中央区は他区に比べ、子育て世代への支援が遅く、少ない印象です。他区と同様に57,000円に改正してください。	区では、指導基準を満たす認可外保育園であっても、事業者が自由に保育・教育内容や保育料を設定できることから、幼児教育・保育の無償化における補助のみとしています。また限られた財源の中、低廉な保育料の設定やタクシー利用券の配布、共通買い物券等の支給など、独自の支援策を進めます。

高齢者施策推進室

月	日	内容	対応・考え方
8	23	布団の丸洗いサービスを利用しましたが、届いた布団から異臭がして、何度処理をしても臭いが消えません。区はこちらの了解なく事業者が現物を持参させて、臭いを嗅がせて問題ないと判断し、布団を引き取るよう要請してきました。区が一方的に業者の立場に片寄っているのでしょうか。	区は、事業者と委託契約を締結しており、発注者として布団の状態を確認し、客観的に判断したものです。また、ご自身で第三者に確認されるようお願いしましたが、お断りされました。以上の経緯から不適切な対応はないと判断しています。

保健所

月	日	内容	対応・考え方
8	7	京橋地区にあるビルの横で、よく喫煙をしている人がいます。受動喫煙は発達途中の園児や高齢者には良くないため、喫煙禁止のロープを張るなど、喫煙者が寄りつかないようビルの持ち主に進言してください。	当該ビル管理者に対し、ビル敷地周辺での喫煙防止対策を図るよう指導し、喫煙ルールおよび指定喫煙場所利用の周知を従業員に行うとともに、ビルの壁面などに注意喚起に関する掲示物を設置する旨回答を得ました。
8	7	子宮頸がんワクチン接種のアンケートを行い、男性の接種率が低いことが分かりました。国民全員が無償で接種できるように国や自治体が男性への子宮頸がんワクチン接種の助成制度を確立する必要があります。区の男性のワクチン接種に関する取り組みを教えてください。	法定接種以外の予防接種費用を助成対象とする場合は、国や都からの情報や感染症の流行状況などを総合的に検討し、実施の可否を決定します。男性の子宮頸がんワクチン接種費用助成は現在予定していませんが、引き続き検討していきます。
8	16	築地川千代橋公園では、喫煙厳禁の掲示があるにもかかわらず、大抵喫煙者がいて喫煙をしています。公園を閉鎖する、喫煙厳禁の貼り紙を増やす、「誰かが見ているぞ！」のステッカーを貼る、呼びかけを行うなど対応をしてください。	ご指摘の公園を重点スポットと位置付け、巡回パトロールを強化し、喫煙者が特定できた時は、保健所からその勤務先やビル管理者に連絡を取り注意喚起を行っています。掲示の強化については、9月中旬までに行うよう関係所管と協議しています。

環境土木部

月	日	内容	対応・考え方
8	4	勝どき橋周辺や中央大橋から新川公園に通じる区域は、自転車は降りて走行するよう書かれているのに誰も守りません。新川公園に入る所に上記の標識が二つ置かれていますが、そのまま入ってきます。標識をもう一つ置いたら、隙間がなくなり徹底できると思います。	二基の標識の間にもう一基置いて隙間をなくすことは、バリアフリーの観点からベビーカーや車椅子の通行幅を確保する必要があるため難しい状況です。現在の二基から少し距離を置いて千鳥になるようにもう一基設置するとともに、周知の文言をより分かりやすくしました。
8	4	月島地域に住んでいますが、燃えるごみの収集時間が午後12時以降になることが多く、不衛生だと感じます。生ごみが異臭を放っているため、業者への要望や業務を増やすなどして対応してほしいです。	電話にて「限られた人員・機材での作業を行っており、作業効率および清掃工場の位置から、月島地域が遅い時間帯になってしまう。」旨説明し、了承を得ました。
8	14	街路樹の剪定（せんてい）は、街の景観や枯れ葉回収のために行っていると思います。しかし、夏の緑としての景観や眺めは、季節が感じられるので剪定する量を通常よりも少なくしてください。	区は、夏の緑としての景観、眺め、風景は重要であると考えておりますが、台風などの強風による倒木を防ぐため、夏季剪定（せんてい）で、樹形を維持しつつ風圧を軽減できるように剪定しています。また、剪定した枝葉は肥料として街路樹育成に使用しています。
8	14	佃リバーシティ前の歩道を放置自転車中止区域に指定してください。以前は駐輪場の確保が難しいとの理由で実現しませんでした。現在は住宅管理組合が敷地内に買い物客用の停輪場を設け、商業施設の駐輪場は、ほとんど利用されていません。十分に駐輪場は確保されています。	放置禁止区域は店舗前など限定的に指定するものではなく、一定程度の路線や区域を指定するものであり、時間や施設利用者の利用を限定した駐輪場は、不特定多数の利用者が利用できるものではないため、周辺道路上の駐輪を全て受け入れられず、当該道路を放置禁止区域に指定することはできない状況です。
8	14	区のじゃぶじゃぶ池は、衛生面からオムツが取れない子どもは利用できません。オムツが取れていても、池に排尿する子どももいると思うので、衛生的にオムツを着けているから利用不可というのは納得できません。水遊び用のオムツの着用を条件に利用を可能にしてください。	水遊び用おむつを着用していても便尿の流れ出しを完全に防げないことから、令和2年度から排泄の意思表示ができるお子様に限定しています。衛生上の観点から、大腸菌などの感染危険性を最小限とするための措置です。ご理解ください。

8	16	月島地区にある店の多くが、外の歩道に椅子を並べて客を待たせています。さらに、ビールのケースや段ボールなども出しており、通行しにくい状態です。歩道に椅子などを並べる行為を全面的に禁止してください。	ご指摘の通りは、商店街振興組合、警察署と合同で、「道路の正しい使用について」のチラシを配布し啓発活動を行っており、一時的に片づけますが元に戻ってしまうのが現状です。今後も、粘り強くパトロールや指導を行い、道路を安心して利用できるよう努めていきます。
8	17	佃祭りの準備は、佃島の地域住民が6本の大柱をクレーン車を使い、既存の電線を縫うように立ち上げ吊り下ろしています。見ていて危険を感じる作業です。佃島地区は無電化計画に入っておりません。今後の大祭の準備が安全に行えるよう無電化計画を優先的に進めてください。	佃地区は、住宅街で電気の低圧供給が多いことから電線共同溝設備の地上機器が多くなり、技術的に電線共同溝を整備することが難しい地区です。技術革新などについて、引き続き国、都に要望しながら、無電柱化事業の推進に努めていきます。
8	21	自転車利用者が増え、マナールール違反や歩行者の安全を脅かす危険な走行が目立ちます。「駐輪禁止」の表示は無視され、その表示を隠すように置いているのも見かけます。また、「公園内自転車進入禁止」と表示されている公園をかなりのスピードで走り抜けています。	区では、これまでも自転車利用者へのルールやマナーについて、ホームページなどで周知を行うとともに、警察署と連携し、交通ルールと安全の遵守を呼びかけてきましたが、自転車と歩行者の関与事故が発生している状況です。今後も、引き続き警察署などと連携し、自転車の安全利用とマナーの向上を図っていきます。
8	22	猛暑のためか、日本橋管内の区道の街路樹が枯れています。自転車で通る時、桜の枝などが頭に触れそうになる所もあります。区の緑を大切に守るため、時々見回りをしてください。	区では散水車を使用して街路樹などの水やりを行っていますが、区が行う水やりだけでは不十分なこともあるので、区のおしらせなどで近隣の街路樹などへの水やりをお願いしています。また、通行の支障となる桜の枝などは、剪定（せんてい）・刈込の対応をします。
8	25	人道橋の開通予定が、令和6年3月31日に変更となっています。ほぼ工事が終わっているようですが、来年といわず開通を早めることはできませんか。住人の利便性向上、景観、安全性の観点からも、橋の工事を継続し早期完了をお願いします。	ご指摘の人道橋は、橋桁の設置などは完了していますが、現在は照明設備の調整作業や高欄工事などを行っています。今後は防水や塗装工事などに加え、両岸での取付道路工事を実施し、全ての工事が完了する令和6年4月に供用を開始できる予定です。
8	29	隅田川沿いの公園は、注意喚起の置き型看板が多過ぎます。車いすや目の不自由な方、年配の方にはとても危なくて、つまずいている姿を何度も見かけます。風が強い日は看板が平行移動して大きな音がするし、割れた破片が散らばっています。置き型看板はやめてください。	ご指摘の公園は、下り坂からそのままのスピードで公園内に侵入し大変危険な状況のため、固定式の柵の設置を検討していますが、現在は応急措置として置き型の看板を設置しています。今後は固定式の柵の準備ができ次第、置き型の看板を撤去する予定です。
8	31	区営駐輪場のスタッフは、猛暑が続く毎日、直射日光の下でマスクを着用しています。熱中症にならないか心配です。戸外勤務のスタッフの健康管理に配慮してください。	当該駐輪場従事者の暑さ対策として、短時間での交代や水分・塩分の補給を行っています。今後も必要な暑さ対策などがとられるよう、受注者と連携して安全な施設管理を進めていきます。
8	31	区は「水辺環境の活用構想」を策定し公表しましたが、策定に当たりパブリックコメントを実施していません。実施しなかった理由を教えてください。また、今からでもパブリックコメントを実施してください。	この構想はそれ自体で区民生活に深く影響を及ぼすものでなく、区内の水辺に関する現在の考え方を整理し公表したものであるため、パブリックコメントを実施する対象とはしていません。なお、基本計画策定時にパブリックコメントを実施し、その中で水辺に関する意見を多数いただき参考としています。
8	31	公園入り口のLED街灯の区の夜間点検の方法を教えてください。また区民が問い合わせをする時、どの街灯で管轄（都区）はどこかを特定するのは難しいです。LED街灯には識別番号が小さく表示されているとのこと。区内の街灯に統一した識別番号の標記を区が提唱してください。	区では月に1回職員が夜間巡回し、目視により街路灯の点灯確認調査を行っています。また、全ての区街路灯に管理番号を表示シールに記載して、街路灯のポール部分もしくは灯具部分に貼り付けています。なお、電柱番号を連絡いただければ、街路灯の特定もできるようになっています。

都市整備部

月	日	内容	対応・考え方
8	17	晴海のマンションを購入し、1年後に入居の予定です。このマンションは東京オリンピック・パラリンピックの際、選手村として建築され、歴史的に意味があります。売主からの住民登録の案内では、この名前が削除されていました。町名に名前を入れて表記するようにお願いします。	町名の決定は、町会長などをはじめとする地域住民と区が議論を重ねた上で、議会の議決を経て決定します。仮に変更する場合は、町名変更が住民の方々の総意であることが前提となり、議会の議決が必要となります。
8	25	耐震シェルターの件で他自治体に照会をしたところ、区でも耐震の計画はあるのではないかとのことでした。区は安心安全をアピールしているので耐震対策は当然あると思いますが、私の認識不足でしょうか。	電話にて投稿者に、「耐震シェルターは耐震助成制度の助成対象に含まれている。内容が記載されているパンフレットを送付する。」旨伝え、了承を得ました。

教育委員会事務局

月	日	内容	対応・考え方
8	4	食がもたらす後世の遺伝子への影響を早急に食い止める必要があります。子どもたちの心身の健康と後世の健康を守るため、オーガニック給食を導入してください。発達障害の症状も改善するようです。	オーガニック給食の提供については新聞報道や他自治体の取り組みなどを通して承知していますが、学校給食の性質上、大量かつ迅速に提供する必要のあることから、食材の調達などに課題があり、現時点でのオーガニック給食の導入は困難です。
8	28	小学校の児童がネイルをしています。先生は注意することなく、調理実習や林間学校で飯ごう炊飯をして、集団食中毒になったらどう対応するのでしょうか。学校で衛生観念、服装などの指導をしてください。	電話にて「学校から当該児童に対し、学校生活面や衛生面からネイルはしてこないよう注意した。学校の教員全体で本件情報を共有して児童への指導に一貫性を持って対応していく。」旨説明し、了解を得ました。

監査事務局

月	日	内容	対応・考え方
8	7	住民監査請求書を提出し収受印の押印した写しをお願いしたところ、法律にない点検をしないと、拒否されました。地方自治法第138条の二に反しています。	住民監査請求の提出に当たっては、請求の趣旨および事実証明書添付、氏名の自署の有無などの必要事項の確認をしています。持参された当日も確認したい旨伝えており、拒否はしていません。また、請求書の写しに受付印を押印して渡しており、法令などの違反ではありません。